

WTOドーサ・ラウンド
(豪州主催WTO非公式閣僚会合(5月26日):結果概要)

平成23年5月27日

5月26日午後(フランス時間), パリにて WTO 非公式閣僚会合が行われたところ, 概要は以下のとおり(豪州が主催, 米, EU, 日本, 中国, ブラジル, インドなど20数カ国の中の閣僚が参加。我が方から伴野外務副大臣, 篠原農水副大臣, 田嶋経産大臣政務官が出席)。

1. 先週の米国における APEC 貿易担当大臣会合(5月19-20日, モンタナ)での議論を受け, 今回の閣僚会合でも「ドーサ・ラウンド交渉をあきらめない」という点が確認された。
2. 同時に, 本年中のラウンド妥結が極めて困難になった中, 年末のWTO定例閣僚会議(12月15-17日, ジュネーブ)において一定の成果を出すべきことがおおむね了解された。特に LDC など途上国向けの成果の必要性を指摘する国が多かった。議長役の豪州からは, 部分的な合意の可能性が提起され, この点については今後更にジュネーブで検討されることとなった。
3. 我が方からは, WTOによる多角的自由貿易体制の維持・強化が重要であり, ドーサ・ラウンド全体の妥結(注)が重要であること, 同時に, 12月に一定の合意を目指すためには残された時間との関係で適切な選択をしていく必要がある旨を指摘。
4. 今次閣僚会合における議論を踏まえ, ラミー事務局長は, 来週31日(火)に WTO 全加盟国の大使が出席する貿易交渉委員会(TNC)を開催し, WTO 全体として今後の方向性についての議論を開始する予定。年内の「部分合意」に関する議論が始まることが想定される。

(注)これまでの交渉では, ①農業, ②鉱工業品等, ③サービス, ④ルール, ⑤貿易円滑化, ⑥環境, ⑦知的財産権, ⑧開発, の8分野を「一括受諾」で合意することが目指されてきた。一括受託原則の枠外として, ⑨DSU(紛争解決手続了解)の改正について交渉を行っており, これを含めると9分野となる。

(了)